

調査票

秘

返送期限 令和7年 **11月28日(金)**【必着】

以下の第1から第4の事由に当てはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。

第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

次の1～6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。**辞退を希望する場合には、当てはまる番号に○をつけ、必要な事項を記入してください。**

1 令和8年1月1日現在、**70歳以上**である。

質問は終了です。
年齢を証明する資料は不要です。

2 令和4年4月1日以後、**裁判員又は補充裁判員**の職にあったことがある。

→ 年 月ころ 地方裁判所 支部

3 令和6年4月1日以後、**選任予定裁判員**であったことがある。

→ 年 月ころ 地方裁判所 支部

4 令和4年4月1日以後、**検察審査員又は補充員**の職にあったことがある。

→ 年 月ころ 検察審査会

資料は不要です。

5 令和8年の1年間を通じ、**学校の学生又は生徒**である。

学生・生徒とは大学、大学院、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に在学している方が該当します。通信制、夜間通学制は含まれません。

学生証（記載が両面にある場合は両面）の写し等の資料が必要です。※

6 令和8年の1年間を通じ、**ご自身の重い病気又はケガ**により裁判に参加することがむずかしい。

→ (病名、現在の症状等をさしつかえない範囲で、具体的に記入してください。)

診断書の写し等の資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。 ※

※ 資料の提出に関しては裏面の「調査票提出にあたっての注意事項」をご確認ください。

いずれも当てはまらない・希望しない